

令和8年度 富久小学校いじめ防止基本方針

(1) 富久小学校のいじめ防止の基本姿勢

- ・いじめを許さず、子ども一人一人を大切にすることを推進する。
- ・児童ならびに教職員も、誰に対しても平等に接することができる環境作りに励む。
- ・全校児童を全教職員で見守る体制をとり、いじめの早期発見につとめる。
- ・児童の生命の安全、心身の健康を第一に考え、行動する。
- ・事象発生の際は、家庭・地域および関係諸機関と連携し、児童の心身の健康を回復させるための手立てを早急に講じる。

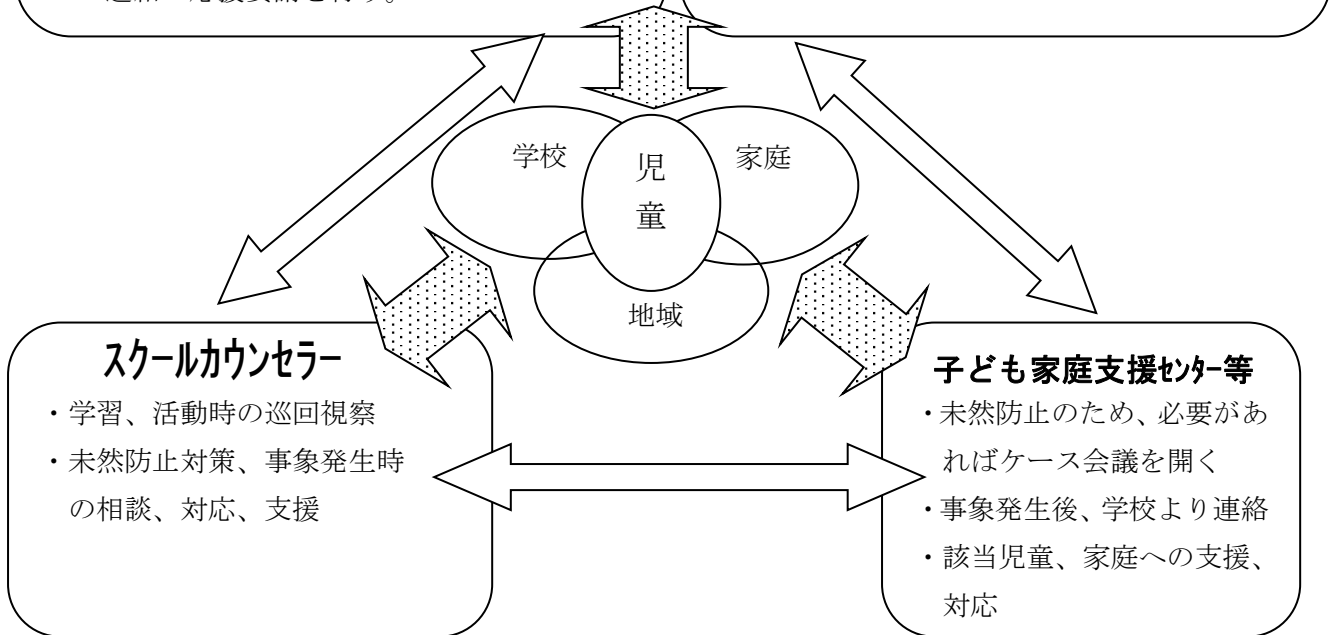
(2) 組織

学校サポートチーム

- <校長、副校長、主幹、生活指導主任、生活指導部員(養護教諭)>
- ・防止や早期発見に向けた取組みを立案・発信、実行。
 - ・事象発生時の早期対応を行い、然るべき機関へ連絡・応援要請を行う。

いじめ・不登校等対策委員会

- <校外委員、校内委員>
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況等の検証及び改善案等の提示。
 - ・重大事態及び校長が依頼した事案について事実認定、調査等を行う。



- ・学校サポートチーム…校長・副校長・主幹・生活指導部主任及び部員(養護教諭)で構成。未然防止策、早期発見に尽力し、事象発生後には即時対応を行う。
- ・スクールカウンセラー…東京都、新宿区よりそれぞれ週1回程度来校。未然防止及び事象発生時の相談・対応・支援。
- ・子ども家庭支援センター…事象発生後、学校より相談し、支援・対応にあたる。スクールソーシャルワーカーも必要に応じて対応する。

- ・いじめ・不登校等対策委員会…校外委員及び校内委員で構成。実施状況等の検証及び改善案等の提示。事実認定・調査等を行う。

- 設置の目的

いじめや不登校など子供たちの問題行動は複雑化・潜在化し、学校内部だけでは対応が難しい状況になっている。そのため、子供にかかわる有識者を加え、広い視点から問題行動を分析し、その対応策を検討する必要があることから、いじめ・不登校等対策委員会を設置する。

- 所掌事項

- ・本校のいじめ対策に関すること。
- ・本校の不登校対策に関すること。
- ・その他、必要な事項。

- 委員構成

いじめ・不登校等対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- ・委員長は、校長の職にある者をもって充てる。
- ・副委員長は、副校長の職にある者をもって充てる。
- ・委員は、次に掲げる者をもって充てる。

校長、副校長、主任児童委員、地域協働学校準備校学校運営協議会代表、PTA 会長または、PTA 役員から会長が推薦する者、生活指導主任、養護教諭、生活指導保健部教諭、スクールカウンセラー

- ・警察関係者、法律関係者は必要に応じて参加をお願いする。

- 招集等

委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

- ・副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代行することとする。
- ・委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係のある者の出席を求めることができることとする。

(3)未然防止のための取組み

いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、学習活動や環境作りを工夫し、いじめの防止に取り組む。

- 人権尊重教育の充実

- ・人権尊重の理念を定着させるため、道徳教育を始めとして各教科や学校の全教育を通して、自分や友達がかげがえのない存在なのだ実感できるような活動を取り入れる。
- ・教育公務員だという自覚をもち、言葉遣いや行動に気をつけ、児童に対して範を示していく。

- 障害を理由とする差別の解消の推進

- ・障害者差別解消法をふまえ、障害のある人もない人も共に暮らせる社会の実現に努める。
- ・全校道徳によるさまざまな人との交流を通して、共生社会に生きる素地を養う。

- 体験活動の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を構築する能力の素地を養うため、特別活動や総合的な学習の時間、生活科などの各教科を活用し、体験活動等を行う。

○情報モラル教育の推進

- ・日々発展する情報技術に学校が対応していくため、また情報の取捨選択をする力を養うために、情報関係の専門家等を活用した授業を行う。
- ・隔年のセーフティー教室で情報モラルに関する専門家を招き、児童及び教員、保護者とともに学習をする機会を設ける。

○児童相互の理解を深める

- ・月1回のたてわり集会など、日常的に縦割り班での活動を取り入れ、児童相互の理解が深まるようにしている。

(4) 早期発見のための取組み

いじめはどの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見にむけ、児童・及び保護者が、いじめ等についていつでも相談することができる環境の整備に努める。

○ふれあい月間(新宿区の取組み)

- ・6月、11月、2月の「ふれあい月間」には、子ども同士の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、アンケートを行う。その後、必要に応じて個別に聞き取り調査を行い、いじめや不登校の問題行動等の早期発見・早期対応、未然防止、課題の改善等に努める。

○スクールカウンセラーとの連携

- ・いじめや不登校の予兆を感じたり、児童の気になる言動があったりする際には、実際に様子を観察してもらい、未然に防止する、早期に対応ができるようにする。

○hyper-QUの結果の活用

- ・不登校の未然防止、学校不適応の可能性の高い児童の早期発見につなげる。
- ・いじめの発生、深刻化の予防、いじめ被害にあっていると思われる児童を把握する。
- ・状況について今回の質問紙や日頃の観察等の情報を共有、検討し、組織的な対応方針を決める。
- ・児童個々の学級生活における満足感や学校生活における意欲について分析する。
- ・学級の状況をもとに学級集団づくりについて組織として協議し、学級経営の充実を図る。

(5) 早期対応のための取組み

子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識をもち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに的確な対応を行い、家庭や地域、関係機関等と連携して、これを早期に解決できるよう努める。

○学校サポートチームによる事実の確認

- ・実際に起こったいじめや問題行動がどのようなものであったのかを、当該児童や周囲の関係する児童に聞き取り調査を行い、事実関係の把握を行う。

○関係機関等との連携

- ・いじめ等の問題行動の解決には、家庭や地域、関係機関等の連携が不可欠である。関係機関等が課題を共有して対応できるよう、学校サポートチームによる調査の結果等、いじめや問題行動に係る情報提供を行う。また、必要に応じて警察等との連携も図り、解決にあたる。

○共通理解の場、研修の機会を設定

- ・毎週金曜日の生活指導夕会において、各学年の児童の様子や気になることなどを報告し、教員全体で共通理解を図っている。

- ・いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であり、対応する教職員の資質・能力の向上は不可欠である。生活指導全体会において、スクールカウンセラーや巡回相談員等と、いじめの防止や早期発見等のための研修会を行う。(二学期の生活指導全体会を予定)

(6) 重大事態への対応

教職員全員の共通理解の下、いじめにより児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければならない。しかし万が一、重大事態が発生してしまった場合には、いじめを受けた児童及びその家族に寄り添うとともに、教育委員会と連携して対応にあたる。

○新宿区教育委員会との連携

- ・重大事態が発生した場合、または可能性が予想される場合には、まず学校サポートチームにて事態の適切な把握を行う。関連事項をまとめ、速やかに新宿区教育委員会への報告を行う。その後は、新宿区教育委員会の指示に従って対応にあたる。

○出席停止等の措置

- ・重大事態発生時には、いじめを受けた児童・生徒が日常の学校生活を取り戻すことができるよう、加害児童・生徒に対する出席停止の措置や、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を教育委員会に申請する。

○組織的な対応

- ・学校サポートチームを中心とし、発生した事案ごとに適した組織(教職員、カウンセラー等による)を立ち上げ、関係諸機関と連携して対応にあたる。組織を中心として、いじめを受けた児童とその家族への対応を行うとともに、重大事態発生に至った経緯等の確認、関係児童への指導、学級や学年等への指導を行う。

○いじめを受けた児童等への対応

- ・いじめを受けた児童やその家族の想いや気持ちに寄り添い、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携し、心身のケアにあたる。

○情報管理

- ・いじめを受けた児童及びいじめを行った児童についても人権に配慮し、重大事態発生に係る情報の取扱いについては十分に配慮する。外部からの問い合わせへの対応については、事案ごとに教育委員会の指示に従う。

(7) 学校評価

○学校評価

- ・地域、家庭、学校評議員による本校のいじめ防止等への取組みに対する意見や要望をまとめ、学校サポートチームで評価を適切に行う。協議・検討をした後、改善策等を全教職員へ提示、協議の上でよりよいものへと改善をしていく。